# 令和８年　第３回（定例）南　部　町　議　会　会　議　録（第４日）

令和８年６月17日（水曜日）

## 議事日程（第４号）

令和８年６月17日　午前９時開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　議事日程の宣告

日程第３　議案第36号　南部町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第４　議案第37号　南部町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

日程第５　議案第38号　南部町森林等火入れに関する条例の一部改正について

日程第６　議案第39号　南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

日程第７　議案第40号　南部町公告式条例の一部改正について

日程第８　議案第41号　令和８年度南部町一般会計補正予算（第１号）

日程第９　議案第42号　令和８年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

日程第10　議案第43号　令和８年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第11　議案第44号　鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について

日程第12　議案第45号　南部町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

日程第13　議案第46号　公の施設の指定管理者の指定について

日程第14　陳情第４号　農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める陳情書

日程第15　陳情第５号　地方財政の充実・強化を求める陳情

（追加議案）

日程第16　議案第47号　令和８年度南部町一般会計補正予算（第２号）

日程第17　議案第48号　統合保育所整備事業保育所新築工事（建築・外構）に関する変更契約の締結について

日程第18　発議案第３号　南部町議会委員会条例の一部改正について

日程第19　発議案第４号　農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める意見書

日程第20　発議案第５号　地方財政の充実・強化を求める意見書

日程第21　発議案第６号　非核三原則の堅持を求める意見書

日程第22　委員会の閉会中の継続調査の申し出について

---

## 本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　議事日程の宣告

日程第３　議案第36号　南部町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第４　議案第37号　南部町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

日程第５　議案第38号　南部町森林等火入れに関する条例の一部改正について

日程第６　議案第39号　南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

日程第７　議案第40号　南部町公告式条例の一部改正について

日程第８　議案第41号　令和８年度南部町一般会計補正予算（第１号）

日程第９　議案第42号　令和８年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

日程第10　議案第43号　令和８年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第11　議案第44号　鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について

日程第12　議案第45号　南部町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

日程第13　議案第46号　公の施設の指定管理者の指定について

日程第14　陳情第４号　農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める陳情書

日程第15　陳情第５号　地方財政の充実・強化を求める陳情

（追加議案）

日程第16　議案第47号　令和８年度南部町一般会計補正予算（第２号）

日程第17　議案第48号　統合保育所整備事業保育所新築工事（建築・外構）に関する変更契約の締結について

日程第18　発議案第３号　南部町議会委員会条例の一部改正について

日程第19　発議案第４号　農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める意見書

日程第20　発議案第５号　地方財政の充実・強化を求める意見書

日程第21　発議案第６号　非核三原則の堅持を求める意見書

日程第22　委員会の閉会中の継続調査の申し出について

---

## 出席議員（12名）

| | |
|---|---|
| 1番　秋　田　佐紀子君 | 2番　井　原　啓　明君 |
| 4番　加　藤　　　学君 | 5番　荊　尾　芳　之君 |
| 6番　滝　山　克　己君 | 7番　米　澤　睦　雄君 |
| 8番　長　東　博　信君 | 9番　白　川　立　真君 |
| 10番　三　鴨　義　文君 | 11番　仲　田　司　朗君 |
| 12番　板　井　　　隆君 | 14番　景　山　　　浩君 |

---

**欠席議員（２名）**

| | |
|---|---|
| 3番　埇　田　光　雄君 | 13番　真　壁　容　子君 |

---

**欠　　員（なし）**

---

**事務局出席職員職氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 局長 | 田　子　勝　利君 | 書記 | 堀　越　絵　廉君 |

---

**説明のため出席した者の職氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 陶　山　清　孝君 | 副町長 | 宮　永　二　郎君 |
| 教育長 | 二　宮　伸　司君 | 病院事業管理者 | 足　立　正　久君 |
| 総務課長 | 田　村　　　誠君 | 総務課課長補佐 | 石　谷　麻衣子君 |
| 未来を創る課長 | 橋　田　和　美君 | デジタル推進課長 | 小須田　健　一君 |
| 税務課長 | 三　輪　祐　子君 | 町民生活課長 | 渡　邉　悦　朗君 |
| 子育て支援課長 | 潮　　　真　也君 | 教育次長 | 岩　田　典　弘君 |
| 総務・学校教育課長 | 河　上　英　仁君 | 人権・社会教育課長 | 畑　岡　宏　隆君 |
| 病院事務部長 | 吾　郷　あきこ君 | 健康対策課長 | 前　田　かおり君 |
| 福祉政策課長 | 加　納　諭　史君 | 建設課長 | 岩　田　政　幸君 |
| 産業課長 | 大　塚　　　幸君 | | |

---

**午前９時００分開議**

**○議長（景山　　浩君）**　これより会議を始めます。

ただいまの出席議員数は１２人です。地方自治法第１１３条の規定による定足数に達しており

ますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

――――――――――――――――・―――・――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（景山　　浩君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、次の２人を指名いたします。

１番、秋田佐紀子君、２番、井原啓明君。

――――――――――――――――・―――・――――――――――――――――

日程第２　議事日程の宣告

○議長（景山　　浩君）　日程第２、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

――――――――――――――――・―――・――――――――――――――――

日程第３　議案第３６号

○議長（景山　　浩君）　日程第３、議案第３６号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川　立真君）　議案第３６号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について審査をいたしました。

国民健康保険制度の中に子ども・子育て支援金制度が盛り込まれたことにより、可否が分かれました。

審査の結果、賛成多数で可決すべしと決しました。

○議長（景山　　浩君）　本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

４番、加藤学君。

○議員（４番　加藤　　学君）　４番、加藤学です。３月議会のときに国民健康保険事業特別会計において、このときも国民健康保険の中に子ども・子育て支援のお金を持ってくることはそもそも根本的に間違ってるということで反対いたしました。

今回は、条例の変更ということだけですけれども、やはり根本的にこの国民健康保険税の中に子ども・子育て支援のお金を入れるっていうことは間違っている、この点から反対とさせていただきます。以上です。

**○議長（景山　　浩君）**　次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

１番、秋田佐紀子君。

**○議員（１番　秋田佐紀子君）**　１番、秋田佐紀子です。議案第３６号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場から意見を申し上げます。

本議案は、国の子ども・子育て支援法の改正により、子ども・子育て支援金制度が創設されたことに伴う条例の一部改正であります。少子化が進む中、子育て支援の充実は社会全体で取り組むべき重要な課題です。

一方で、新たな負担への懸念もありますが、低所得世帯への軽減措置や子育て世代への配慮も講じられております。子供たちが安心して育ち、若い世代が希望を持って子育てできる地域づくりは、将来の南部町を支えるためにも大切であります。子供は地域の未来です。その未来を支えるための必要な条例改正と考えます。

以上の理由から、議案第３６号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について、賛成いたします。

**○議長（景山　　浩君）**　これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第３６号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（景山　　浩君）**　起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

**日程第４　議案第３７号**

**○議長（景山　　浩君）**　日程第４、議案第３７号、南部町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

**○予算決算常任委員会委員長（白川　立真君）**　議案第３７号、南部町職員等の旅費に関する条例の一部改正について審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長（景山　　浩君）　本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　これで討論は終わります。

これより、議案第３７号、南部町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第５　議案第３８号

○議長（景山　　浩君）　日程第５、議案第３８号、南部町森林等火入れに関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川　立真君）　議案第３８号、南部町森林等火入れに関する条例の一部改正について審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長（景山　　浩君）　本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　これで討論は終わります。

これより、議案第３８号、南部町森林等火入れに関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され

ました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第６　議案第３９号

○議長（景山　　浩君）　日程第６、議案第３９号、南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川　立真君）　議案第３９号、南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長（景山　　浩君）　本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　これで討論は終わります。

これより、議案第３９号、南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第７　議案第４０号

○議長（景山　　浩君）　日程第７、議案第４０号、南部町公告式条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川　立真君）　議案第４０号、南部町公告式条例の一部改正について審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長（景山　　浩君）　本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　これで討論は終わります。

これより、議案第４０号、南部町公告式条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

───────────・───・───────────

日程第８　議案第４１号

○議長（景山　　浩君）　日程第８、議案第４１号、令和８年度南部町一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川　立真君）　議案第４１号、令和８年度南部町一般会計補正予算（第１号）について審査をいたしました。

審査の中で、防犯機器購入事業が廃止になったことでその影響も鑑み、可否が分かれました。

審査の結果は、賛成多数で可決すべしと決しました。

○議長（景山　　浩君）　本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

４番、加藤学君。

○議員（４番　加藤　　学君）　４番、加藤学です。議案第４１号、令和８年度南部町一般会計補正予算（第１号）、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今回、防犯機器購入事業、これは県の予算がなくなったのでやめるということだったんですけれども、この中にはナンバーディスプレーなどの導入をした場合の補助がありました。現在、振り込め詐欺が横行しており、その結果いろいろな家の中でナンバーディスプレーであったり、電

話をかけた場合、録音していますっていう声が流れたり、そういった固定電話が大変多くなってます。これは全体の中でも特に最近増えてる問題です。こういったことを含めた場合、この事業は県がもしなくなったとしたら、町のほうからでも半分負担とか、そういった形で残すべき事業だったと思います。今回この事業がなくなった、この１点だけで反対とさせていただきます。以上です。

○議長（景山　　浩君）　次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

５番、荊尾芳之君。

○議員（５番　荊尾　芳之君）　５番、荊尾芳之です。議案第４１号、令和８年度南部町一般会計補正予算（第１号）について、私は賛成をいたします。

この補正予算は歳入歳出それぞれ２，１３６万５，０００円を追加し、それぞれ８０億５，７３６万５，０００円とするものです。このたびの補正予算の主なものは、歳入では地域未来交付金が１，９８４万４，０００円、それに社会保障・税番号制度システム整備費補助金が１７３万円余りで、両方で２，１５８万２，０００円が大きなものとなります。また、歳出では今年１月６日の地震に関係する災害対策事業に８４万円や、起業促進奨励事業に１７０万円、ひとり親家庭等支援事業に９２４万３，０００円、また、オートキャンプ場のスマイルキューブの後の直営の予算に１８５万７，０００円など、どれも重要で必要なものばかりです。この補正予算は認めるべきと考えます。

また、先ほど加藤議員が言われた防犯対策事業の１２０万円の減額についてですが、やはり４月に当初予算を組んで６月の補正で落とすというのは少し問題があるんじゃないかなと思います。やはり県の補助事業なり、県と連絡を取りながらこれでやめるとか、そういうところをしっかり情報を持つべきではないでしょうか。今後の県等の対応等も要望しながら、私の賛成討論とします。以上です。

○議長（景山　　浩君）　これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第４１号、令和８年度南部町一般会計補正予算（第１号）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山　　浩君）　起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

───────────────・───・───────────────

日程第９　議案第４２号

○議長（景山　　浩君）　日程第９、議案第４２号、令和８年度南部町国民健康保険事業特別会計

補正予算（第１号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川　立真君）　議案第４２号、令和８年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長（景山　　浩君）　本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　これで討論は終わります。

これより、議案第４２号、令和８年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１０　議案第４３号

○議長（景山　　浩君）　日程第１０、議案第４３号、令和８年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川　立真君）　議案第４３号、令和８年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長（景山　　浩君）　本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　これで討論は終わります。

　これより、議案第４３号、令和８年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

　本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

―――――――――――――・――・―――――――――――――

日程第１１　議案第４４号

○議長（景山　　浩君）　日程第１１、議案第４４号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

　予算決算常任委員長から報告を求めます。

　予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川　立真君）　議案第４４号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について審査をいたしました。

　審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長（景山　　浩君）　本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

　委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　これで討論は終わります。

　これより、議案第４４号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

　本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

―――――――――――――・――・―――――――――――――

日程第１２　議案第４５号

○議長（景山　　浩君）　日程第１２、議案第４５号、南部町と鳥取県の間における予防接種健康

被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川　立真君）　議案第４５号、南部町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議について審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長（景山　　浩君）　本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　これで討論は終わります。

これより、議案第４５号、南部町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

───────────────・───・───────────────

日程第１３　議案第４６号

○議長（景山　　浩君）　日程第１３、議案第４６号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川　立真君）　議案第４６号、公の施設の指定管理者の指定について審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長（景山　　浩君）　本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　これで討論は終わります。

これより、議案第４６号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１４　陳情第４号

○議長（景山　　浩君）　日程第１４、陳情第４号、農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員会委員長（滝山　克己君）　総務経済常任委員長です。付託を受けました陳情第４号、農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める陳情書について総務経済常任委員会をもって審査をいたしました。

審査の結果、賛成多数で採択すべしと決しましたので、報告をいたします。以上です。

○議長（景山　　浩君）　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

１２番、板井隆君。

○議員（12番　板井　　隆君）　１２番、板井です。私は、この今回の陳情に対しての反対の討論をさせていただきます。

現在の農業施策は、食料・農業・農村基本法を軸として国、県、そして町が連携を取った対応を行っていただいているところです。この食料・農業・農村基本法は、令和６年に２５年ぶりに改正をされました。現在の農業に照らし合わせた改正を行ってるところです。基本法はこうした問題、先ほど言いましたが、少子高齢化や担い手不足、気候変動による自然災害の増加、農地の

減少、そして国際情勢の不安定化に伴う食料価格の高騰を改善していくために改正されたものです。この大きな目的は、国内農業生産を増大し、基本とし、対応をしていくものでございます。

今現在、南部町も中山間地域においては中山間地域等直接支払制度、また全面的には多面的機能支払交付金など、様々なこの政策を取り入れながら農業を、基盤を守っていっているというのが現状だと思っております。

前回もこのような意見書が出たときに私、反対討論をさせていただきました。同じ南部町内でも里の農業、そして山の農業、全く環境も条件も違う中にあって、それの調整をある程度やっているのが私はこの先ほど言った２つのものだと思っております。

今後、担い手不足等は否めないところは存在してはいますけれど、やはり今の法制化を改善し進めていくことで農業の持続性を可能にしていく、これが大切ではないかなというふうに思っております。里部では法人化が進み、若い農業者が頑張っていただいています。中山間においてはそういった方はなかなか入ってこれない条件から、残された者が自分の農地、また人の農地も耕作しながら対応させていただいてるというのが現状であるというふうに思っております。この個別補償をしたからといって農業者が増える、また持続性、可能性が増大するということは、私は考えにくいというふうに思っておりまして、今の採用しております食料・農業・農村基本法を基本として今後も農政を進めていくことが必要であるというふうに思い、反対の討論といたします。以上です。

○議長（景山　　浩君）　次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

２番、井原啓明君。

○議員（２番　井原　啓明君）　２番、井原です。農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める意見書について、賛成の立場で述べさせていただきます。

先ほど板井議員の話の中にもありました、主要食糧法がつくられたり改定されたりしてきたわけですけども、その現在の法律というのは日本の農業、特に小規模でありますとか、個人経営でありますとか、そういった経営に対して厚く出ているものではないと思っています。先ほど言われた若手の担い手、それから農業法人、そういったところには経費的な補助はあるわけですけれども、小規模・大規模を含めたところの所得を補償する、つまり安心して農業経営に進んでいける、そういう体制にはなっていないというふうに考えています。

それから、現在の農業支援、多面的ですとか、中山間ですとか、大規模の経営に対する支援策っていうことだけでは経営に直接つながるといいますか、安心して取り組めるものではなくて、赤字を減らす程度の方策だと私は考えております。ですから、欧米で行われていますように安心

して農業経営ができる、そういう方策としてはやはり所得を補償する、つまり農業やって食べていけるんだよという法律に変えていかないといけないというふうに考えています。それを決めるのは規模によっていろんな場合が出てくると思いますけども、それを調査し、正しい制度をつくっていく、所得補償制度をつくっていくというのは、これは行政の役目、役割であります。ですから、これは不可能ではないと思いますので、法制化を求める意見をこの南部町としても議会として行政、そして国会、各関係省庁に意見書を提出していくべきだというふうに考えます。以上です。

○議長（景山　　浩君）　休憩します。

午前９時３１分休憩

---

午前９時３２分再開

○議長（景山　　浩君）　再開します。

２番、井原啓明君。

○議員（２番　井原　啓明君）　２番、井原です。先ほど申し上げましたけども、農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める「意見書」と言いましたけども、正しくは「陳情書」ですので、訂正させていただきたいと思います。

○議長（景山　　浩君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　これで討論は終わります。

これより、陳情第４号、農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める陳情書を採決いたします。

委員長報告は採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山　　浩君）　起立多数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

---

日程第１５　陳情第５号

○議長（景山　　浩君）　日程第１５、陳情第５号、地方財政の充実・強化を求める陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員会委員長（滝山　克己君）　総務経済常任委員長です。付託を受けました陳情第５号について委員会で審査をいたしました。

皆さんの御意見を伺ったところ、可の意見ばかりでありましたので、可否を募ったところ、全員一致で採択すべしという結果になりましたので、御報告をいたします。以上です。

○議長（景山　　浩君）　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　これで討論は終わります。

これより、陳情第５号、地方財政の充実・強化を求める陳情を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

───────────・───・───────────

日程第１６　議案第４７号

○議長（景山　　浩君）　日程第１６、議案第４７号、令和８年度南部町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山　清孝君）　それでは、議案第４７号につきまして、担当課長のほうから説明をさせます。

○議長（景山　　浩君）　総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村　　誠君）　総務課長です。私のほうからは、議案第４７号の説明をいたします。資料のほうは令和８年第３回定例会の０６の追加議案を御覧ください。その中の議案第４７号の一般会計補正予算で説明をいたします。

---

議案第４７号

令和８年度南部町一般会計補正予算（第２号）

令和８年度南部町の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，０８５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８，０６０，４５０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年６月１７日　　　　　　　　提出　　南　部　町　長　陶　山　清　孝

令和８年６月　　日　　　　　　　　決　　南部町議会議長　景　山　　浩

---

それでは、歳出から説明します。７ページ、一番最終のページを御覧ください。今回の補正予算は、２款総務費、１項総務管理費の１３目諸費におきまして、償還金として３０８万５，０００円を増額計上いたしております。これは税務課が所管いたします町税の還付に要する経費でございます。

補正の内容ですけども、町内法人による法人町民税につきまして、予定申告納付後の確定申告により税額が減少したことから、還付が発生いたしました。このため、法人町民税の還付金及び還付加算金を支払うための経費として、償還金３０８万５，０００円を増額するものでございます。

歳入のほうです。１ページ前、６ページ、お戻りください。還付金に係る財源の不足分につきましては、全額を１９款繰越金の前年度繰越金を充当することとしております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（景山　　浩君）　提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　これで討論は終わります。

これより、議案第４７号、令和８年度南部町一般会計補正予算（第２号）を採決いたします。

議案第４７号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

───────────────・───・───────────────

日程第１７　議案第４８号

○議長（景山　　浩君）　日程第１７、議案第４８号、統合保育所整備事業保育所新築工事（建築・外構）に関する変更契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山　清孝君）　それでは、議案第４８号につきまして、副町長のほうから説明させますので、よろしくお願いします。

○議長（景山　　浩君）　副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永　二郎君）　副町長です。そうしますと、同じフォルダーの中の議案書のほうをお開きください。議案書の２ページでございます。議案第４８号、統合保育所整備事業保育所新築工事（建築・外構）に関する変更契約の締結についてでございます。

統合保育所整備事業保育所新築工事（建築・外構）に関する変更契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、統合保育所整備事業保育所新築工事（建築・外構）。契約の金額は、変更前８億７，６７０万円、変更後８億７，３５０万４，５００円、３１９万５，５００円の減額でございます。契約の相手方は、鳥取県米子市富益町６９番地５、統合保育所整備事業保育所新築工事（建築・外構）、松本組・フィディア特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社松本組代表取締役、椋田隆博でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山　　浩君）　提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　これで討論は終わります。

これより、議案第４８号、統合保育所整備事業保育所新築工事（建築・外構）に関する変更契約の締結についてを採決いたします。

議案第４８号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――・――・―――――――――――

日程第１８　発議案第３号

○議長（景山　　浩君）　日程第１８、発議案第３号、南部町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者である議会運営委員会委員長、三鴨義文君から提出理由の説明を求めます。

議会運営委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨　義文君）　議会運営委員長、三鴨でございます。発議案第３号について説明いたします。

------------------------------------------------------------------------------------------

発議案第３号

南部町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第１４条第３項の規定により提出する。

令和８年６月１７日　提出

提出者　南部町議会議会運営委員会委員長　三　鴨　義　文

南部町議会議長　景　山　　　浩　様

------------------------------------------------------------------------------------------

条例、一部改正の内容ですが、この条例の一部改正につきましては、招集場所に参集することが困難な場合において、オンラインによる委員会が開催できるようにするための条件整備です。

この条例は、公布の日から施行するということです。よろしく御賛同願います。以上です。

○議長（景山　　浩君）　ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　これで討論は終わります。

これより、発議案第３号、南部町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

――――――――――――・――・――――――――――――

日程第１９　発議案第４号

○議長（景山　　浩君）　日程第１９、発議案第４号、農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める意見書を議題といたします。

提出者である総務経済常任委員会委員長、滝山克己君から提出理由の説明を求めます。（「議長、ちょっと休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午前９時４４分休憩

･････････････････････････････････････････････････････････････････････････････

午前９時４７分再開

○議長（景山　　浩君）　再開します。

総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山　克己君）　すみません、大変失礼しました。

･････････････････････････････････････････････････････････････････････････････

発議案第４号

農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第１４条第３項の規定により提出する。

令和８年６月１７日　提出

提出者　南部町議会総務経済常任委員会委員長　滝　山　克　己

南部町議会議長　景　山　　浩　様

･････････････････････････････････････････････････････････････････････････････

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（景山　　浩君）　それでは、意見書案について事務局長をもって朗読をいたします。

○議会事務局長（田子　勝利君）　事務局長でございます。着座にて読み上げさせていただきます。

---

別紙

農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める意見書（案）

わが国の農業は物価・資材価格の上昇で岐路に立たされている。農業従事者の平均年齢は、２０２４年時点で６９．２歳と引き上がっており、団塊世代のリタイアに伴い急速な高齢化、後継者不足が進んでいる。また異常気象対策などに直面しており、このままでは食を支える基盤が揺らぎ、耕作放棄地の増加、農村集落の崩壊に歯止めが効かない状況となっている。

一方、消費者においても、物価上昇などによる暮らしの環境は厳しくなっており、食料品の急激な高騰は消費抑制と需要減退につながりかねなく、適正価格を維持できるよう所得補償制度を構築し、生産者と消費者双方の暮らしの両立を図ることが重要である。

ついては、生産コストと販売価格の差額を補填することを基本とし、意欲ある全ての農業者が再生産可能となる、所得補償制度を速やかに法制化することが必要である。

制度設計においては、小規模・家族経営から大規模経営まで多様な担い手が反映される仕組みを構築し、食料安全保障を確立することが重要であり、下記の事項を実現するよう強く求める。

記

実効性のある所得補償制度の速やかな法制化

農家・生産者が安定的に農業生産でき、かつ消費者へ安定的に供給できるよう、実効性のある主要農畜産物にかかる所得補償制度を新設することを求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年６月１７日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長

---

以上でございます。

○議長（景山　　浩君）　ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。（発言する者あり）賛成のほかです。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　これで討論は終わります。

これより、発議案第４号、農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　御異議がありますので、起立による採決を行います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山　　浩君）　起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

---

日程第２０　発議案第５号

○議長（景山　　浩君）　日程第２０、発議案第５号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者である総務経済常任委員会委員長、滝山克己君から提出理由の説明を求めます。（発言する者あり）

休憩します。

午前９時５３分休憩

---

午前９時５３分再開

○議長（景山　　浩君）　再開します。

総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山　克己君）　総務経済常任委員長です。度々の不手際で申し訳ございません。

---

発議案第５号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第１４条第３項の規定により提出する。

令和８年６月１７日　提出

提出者　南部町議会総務経済常任委員会委員長　滝　山　克　己

南部町議会議長　景　山　　浩　様

---

以上です。よろしくお願いします。

○議長（景山　　浩君）　休憩します。

午前９時５４分休憩

---

午前９時５６分再開

○議長（景山　　浩君）　再開します。

総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山　克己君）　総務経済常任委員長です。そうしますと、大項目だけをちょっと御紹介しておきたいというふうに思います。

１番として「社会保障の充実、地域活性化、自治体ＤＸ、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。」というような内容でございます。

もう一つ読ませていただきますと、２番として「とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。加えて、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。」でございます。これすごく、１２項目になりますので、あとは議長の判断でよろしくお願いしたいと思います。

○議長（景山　　浩君）　ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　これで討論は終わります。

これより、発議案第５号、地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２１　発議案第６号

○議長（景山　　浩君）　日程第２１、発議案第６号、非核三原則の堅持を求める意見書を議題といたします。

提出者である加藤学君から提出理由の説明を求めます。

４番、加藤学君。

○議員（４番　加藤　　学君）　４番、加藤学です。

------------------------------------------------------------------------------------------

発議案第６号

非核三原則の堅持を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出する。

令和８年６月１７日　提出

提出者　南部町議会議員　加　藤　　　学

同　　　　同　　　井　原　啓　明

南部町議会議長　景　山　　　浩　様

------------------------------------------------------------------------------------------

今回提出しました非核三原則を堅持することについて説明させていただきます。

国際的には２２年の２月にロシアがウクライナに侵攻し、これがまだ続いております。２３年の１０月にはハマスがイスラエルを奇襲し、人質を取った、このことが原因で現在もガザ地区でイスラエルの攻撃が続いております。また、今年の１月にはアメリカがベネズエラの大統領を拉致しました。そして、現在、アメリカとイスラエルによるイラン爆撃が続いております。この件に関しては、昨日の新聞では締結したというふうな説明がありましたけれども、この内容に関し

ては現在もまだ本当に締結するのかどうか疑わしいところがあります。国際的にいろいろなところで戦争が続いています。その結果、非核三原則を見直すべきではないか、こういった意見も出ております。

日本国内においては、高市首相の台湾事情に関する発言、また日本国内の武器を輸出できるようにした問題、それと国防費を増大させた問題、そして今回、この非核三原則の見直しに関しては、今日の新聞においても非核三原則見直しの検討をしているといった内容が入ってます。

現在、日本は唯一、核兵器による被爆国であり、非核三原則をつくったのはそれがもともとの大きな理由です。こういった中で非核三原則の改定が必要であるといった世論が何となく醸し出されている現在、もう一度非核三原則を堅持するべきだと考え、提案させていただいております。以上です。

○議長（景山　　浩君）　ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

１２番、板井隆君。

○議員（12番　板井　　隆君）　板井です。非核三原則、ある程度守っていくということは非常に大事なことだというふうには思ってますけれど、この非核三原則というのは御存じのとおり、持たず、作らず、持ち込ませずということが原則となっています。この最初の持たず、作らずについては、核拡散防止条約でもう批准しておりますので、ここは国際的にも守っていく。今、議論になっているのは持ち込ませずという部分だと思うんですけど、その点について提案者はどういうふうに考えておられますか。

○議長（景山　　浩君）　４番、加藤学君。

○議員（４番　加藤　　学君）　今回、核兵器を持ち込むということに関しては、アメリカの核兵器を臨時的に持込み可能にするべきだといったような内容になっておりますけれども、やはり第二次世界大戦で唯一、核兵器による被爆国である日本として、非核三原則をつくったというのが一番大きな理由です。今回、検討されている臨時的にもアメリカの核兵器を持ち込むっていうことはやはり禁止するべきであり、これは堅持するべきだと思います。以上です。

○議長（景山　　浩君）　１２番、板井隆君。

○議員（12番　板井　　隆君）　やはり抑止力を高める。高市首相も何か非常事態があったときにという限定もしています。その辺のことについて日本国民の生命を守るという時点から、どういうふうに感じますか。

○議長（景山　　浩君）　４番、加藤学君。

○議員（４番　加藤　　学君）　加藤学です。核兵器は抑止力にはならないというふうに考えてお

ります。核兵器を使う、使わない、よく現在討論されている抑止力というのは、核兵器を使わないけれども、核兵器による脅しをすること、これが現在の抑止力であると思いますけれども、使ってしまったら地球そのものが駄目になってしまう。こういった状態の中で、核兵器を使わないことで抑止力にすること、これができるとは思っておりません。核兵器は完全になくすべきだという立場は私の考えです。

○議長（景山　　浩君）　９番、白川立真君。

○議員（９番　白川　立真君）　加藤議員の……（「質疑だで、質疑だで」と呼ぶ者あり）ええ。この意見書案の下から３行目に「普段の努力を続けていく使命がある。」という言葉が出てきますよね。ちょっと見てもらって、分かりますかね。この「普段の努力」、いつもの努力でいいのか、それとも不自由の不に断るという字を使いますと、不断の努力といって長期にわたり鋭意努力していくという意味になるんですよ。この漢字で間違いないかというのが一つ。分かりますかね。加藤さん、分かりますね。（「はい」と呼ぶ者あり）

もう一つは、下から７行目辺りに「非核三原則はわが国や地域の安定を築く基盤として今後も確実に堅持されるべきものでなければならない。」、つまりこの文章は非核三原則が戦争抑止につながるよということを言っておられるんですか。この２つ。

○議長（景山　　浩君）　４番、加藤学君。

○議員（４番　加藤　　学君）　白川議員の質問にお答えさせていただきます。

「核兵器廃絶に向けた普段の努力を続けていく」ということですけれども、これは現在、国連で審議されている核兵器廃絶、これに関して現在核兵器を持った国はこれに入ろうとしていません。また日本もこれに関しては入ろうとしておりません。このことを日本政府に対してずっと訴え続け、最終的には日本もこれに加盟する、そのことを多分指しているんだろうと思っております。

それから「非核三原則が我が国や地域の安定を築く基礎として今後も確実に堅持され」なければならないということは、このとおりだと思います。

○議長（景山　　浩君）　休憩します。

午前１０時０８分休憩

---

午前１０時０８分再開

○議長（景山　　浩君）　再開します。

４番、加藤学君。

○議員（４番　加藤　　学君）　質問にもう一度答えさせていただきます。最初の質問に関しては、漢字はこのままでいいと思います。

○議長（景山　　浩君）　質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

９番、白川立真君。

○議員（９番　白川　立真君）　討論していきたいと思いますが、ここにおられる議員の皆さんはもとより、テレビを見ておられるとりわけ若い世代の方、もっと具体的に言えば数十年後この国を背負っていかれる世代の方に伝えたいなと思って、少しかみ砕いて討論していきたいと思います。

まず、今から八十数年前のちょっと話に時間を巻き戻していくんですけども、満州事変や満州国の建国に関わった石原莞爾という人物を御存じでしょうか。彼の著書、いわゆる「最終戦争論」の中で究極兵器の出現が大国間の戦争を終わらせると持論を展開し、東條英機の反感を買い、予備役へ飛ばされた人物です。彼の持論では、ここでは核兵器というものはまだ出てませんので、究極兵器は使用されることはなく、ただ抑止力として存在するだろうというものでした。今、考えてみるとほぼほぼ予想どおりになっている。

さて、皆さんの記憶にも残っていると思いますが、２０１７年頃だったと思います。国連で採択された核兵器禁止条約に我が国日本はサインをしておりません。批准をしておりません。一方で、ＮＰＴ、核拡散防止条約には批准をしているんです。ここがキーワードになります。ＮＰＴは、アメリカ、フランス、イギリス、中国、ロシアの５か国は保有を許されますが、要は核ミサイル減らしていくという軍縮に努めなければいけません。そして、それ以外の国は保有することはできませんよという内容なんです、このＮＰＴ。かみ砕いて言うとそういうことになるんです。これが現在、我が国が取っている安全保障の骨格になります。理由は簡単で、我が国はアメリカの核の傘の中で守ってもらっているからです。アメリカというお母さんに守ってもらっているんです。

ここのところをもう少し若い人向けに説明しますと、私に核を使うとあなたにも核を使いますよ。でも、日本は核持っておりませんけども、海の中にあるアメリカの核報復システムがその国へ核を発射することになるわけです。これを一昔、ＭＡＤ、相互確証破壊構想といいました。お互い使うと地球上から消滅してしまうんで、使うのやめようね。これが核抑止の基本的な考え方にはなるんですが、じゃあ、核を持っていたら襲われないんだということになると、僕も持とう、

私も持とうといって広がってくるわけです。ここでＮＰＴが発動されていくんですね。

そしてもう一つ、保有国というのは減らしていかないけないと私は先ほど言いました。例えば私、白川国が核を減らしてゼロにしたとしましょう。でも、相手の国が隠し持っていたらどうなるかということがまた国連で問題になったわけです。そして、そういうときには宇宙にある、いわゆる軍事衛星からビーム砲で迎撃しようという計画があの時代生まれますね。レーガン大統領のスター・ウォーズ計画、ＳＤＩ、戦略防衛構想というものです。しかし、蓋開けてみたらそんなものできなかった。ビーム光線なんていう高度なものはできなかった。ただ、迎撃しようという発想だけが残っているんですよ。それが高性能のミサイルで迎撃しよう、ミサイルディフェンス。今、日本が取っているのは、このミサイルディフェンスですからＭＤ、戦略防衛構想というものなんです。しかし、１００発撃たれて１００発とも迎撃できるか。１発落ちたら日本はえらいことになるぞというので、日本は今、敵基地攻撃能力を保有しようとしております。

こういう大きな流れの中で皆さんも考えていただきたいと思いますが、つまりこの非核三原則の先ほど板井さんが言われた、持ち込ませずが我が国の核抑止政策と調和が取れているんですか、整合性が取れていますかというところが今まさに議論のテーブルに上がっているわけです。先ほど加藤さんが核なき世界と言われましたが、核兵器のない世界を夢見ようと、これは私も迎合できるんですよ。恐らく核兵器を持って世界を侵略してやろうという国はあんまりないと思います。

ここで大分前ですけど、イギリスの音楽家が核なき世界、戦争なき世界をみんなで夢見ようと一つの音楽にしたわけです。そしてこの音楽は瞬く間に世界中に広がり、当時の若者たちを熱狂の渦に巻き込んだんです、ジョン・レノンの「イマジン」という歌。御存じですかね。核なき世界というものを我々が本当に目指すならば、この非核三原則とかこういう憲法９条では守れません。核なき世界は、どうやったらそういう世界が生まれてくるのかというと、核というのは戦争という、戦争の中の一つの手段ですよね。戦争をなくさなきゃいけません。

戦争はどこで生まれるかというと、ちょっと哲学的なこと言いますけども、国境で生まれるんですよ。国境線を取り除かなければいけないんです、核は。つまり皆さんが、モスクワとかワシントンとかロンドンを、ソウルもそうです、ワールドシティーとして考えて、ノーパスポートで行ける時代、こういう世界をつくらなきゃいけない。そして、世界に政府は一つです、世界政府です。そこに代議士を我々日本民族から送るんです、国連・国際代議士が。そういったものをつくって、その世界政府の下に正規の国連軍を持つ、これが核なき世界、一番人類の到達点と言われる、そういう時代が来ることを願って討論としたいと思います。

もう一度付け加えますけど、非核三原則や憲法９条では日本は守れません。への突っかいにも

ならないんです。以上です。

○議長（景山　　浩君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

４番、加藤学君。

○議員（４番　加藤　　学君）　現在、日本の世論はとにかく非核三原則を見直すっていうことに浮いてますけれども、日本はとにかく第二次世界大戦で広島と長崎に原爆が落ち、多くの犠牲が出た、そして非核三原則をつくった、それがそもそもの一番最初の段階です。現在、その戦争、核兵器の怖さ、これを知らない世代が多く増えてきた。そのために核兵器を持ったほうがいいんじゃないとか、非核三原則を直すべきだっていう世論が出ているというふうに私は感じております。根本的な考え方から、非核三原則、これはもう一度堅持するべきだというのが今回の提案の理由です。以上です。

○議長（景山　　浩君）　ほかに討論はありませんか。

反対者ですね。

１２番、板井隆君。

○議員（12番　板井　　隆君）　１２番、板井です。私は、この先ほど出ました意見書、非核三原則堅持を求めるというのを反対の立場で討論します。

この非核三原則は昭和４２年、佐藤内閣時代に制定されたものです。これで佐藤総理はノーベル平和賞を受賞されたんですけれど、これは先ほど質疑でも言いました日本が核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずというのが基本方針なんですけれど、南部町も合併前から両町にあった非核平和宣言を尊重し、合併時の１２月の議会で非核平和宣言をしています。これは当時の北朝鮮の核開発、世界の核の進展を抑止するということが目的でこれをつくられたものです。

しかし、世界の現状は大きく変わってきてるというふうに思います。先ほど白川議員も言われましたが、近隣国、中国では軍事力を増強し、非核三原則制定の発端となった北朝鮮に至っては核の保有に加え、ミサイル発射実験をこれまで何回も日本海に向けて発射をしています。さらに、いまだに続くロシアのウクライナ侵攻では核の脅しというものを使い、核の脅威は近年特に増している、世界中の人が感じていることだと思っています。諸外国にこびを売らず、国民の生命、財産を守るための抑止力を高めることは政府の責務であると思います。

特にこれも先ほど質疑しました、持ち込ませずの原則については、政策として非核三原則を堅持しつつ、緊急時の一時寄港の可能性に言及をしています。これは現実的な社会保障運用を模索する姿勢だと私は考えています。非核三原則は国是です。その理念は尊重されるべきです。しかし、国是とは不変の法律ではなく、国民の生命と国家の存続を守るためには考え方を変えていく

必要性もあるのではないかなと思います。そういった理由をもって、この発議案に反対の討論といたします。以上です。

○議長（景山　　浩君）　次に、賛成者の発言を許します。

２番、井原啓明君。

○議員（２番　井原　啓明君）　２番、井原です。私は、賛成の立場から発言させていただきます。

先ほど白川議員のお話の中でありましたけれども、世界中で核兵器を持っている国、特にアメリカ、現在のロシア、これだけでも何千発、何万発あるのか分かりませんけども、核兵器があるわけです。仮にこれが発射された場合、先ほどもありました、この地球は、まちは当然、自然も破壊されて、地球そのものに人類、動物が住めない状態になるのはもう科学的にはっきり言われているわけです。だから、現実としてこういうものを持って平和を守る、つくるということは、これこそ夢物語であるということです。

抑止力ということを言われますけれども、やはり我々人類、国が求めていくのは、抑止力というのは核兵器によるものではなくて、やはり話合い、これが前提で、それに対して努力していく、これが人間として、人類として努めていかなければならない、これはもう分かり切ったことです。我々の将来、１００年先、１，０００年先、そこに人間が暮らしていこうと思えば、核兵器というものの存在は全く無意味になってくるものだと思います。

我々としてできることというのは、政府の中に、これは私は今、一部だと思います。全体の意見として流れているんじゃなくて一部だと思います。核兵器による抑止力、アメリカの核の傘、これをきちっと認めてやるんだという意見があるのは分かりますけども、これは全体の意見じゃなくて、まだ一部の意見だということです。我々がやらなければいけないのは、加藤議員も言われたように、核兵器の非核三原則、これを少なくとも堅持して、これを日本の国の国民の意志として発信し続けていく、これが一番大事であると私は思います。それを特に今、政府が発信する情報で、若者たちが中国や北朝鮮が核兵器で狙ってきたらどうすんのみたいなことで不安をあおっていますけれども、そうではないんだと、話合いによる戦争の廃絶、核兵器の廃絶を子供たちに教えていって、その先頭に立っていこうねということを発信していく、これが政府、関係省庁、それから衆議院、参議院の方たちだと思いますので、南部町の議会としてもこの意見書を発信していくべきだと思います。以上です。

○議長（景山　　浩君）　これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第６号、非核三原則の堅持を求める意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山　　浩君）　起立少数です。本案は否決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２２　委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（景山　　浩君）　日程第２２、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、総務経済、民生教育、広報、各常任委員会及び議会改革調査、可燃ごみ処理、統合保育所建設調査の各特別委員会から、会議規則第７５条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　御異議なしと認めます。よって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（景山　　浩君）　以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第３回南部町議会定例会を閉会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　御異議なしと認めます。これをもちまして令和８年第３回南部町議会定例会を閉会いたします。

午前１０時２７分閉会

―――――――――――――――――――――――――――――――

議長挨拶

○議長（景山　　浩君）　６月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

６月５日の開会以来、本日まで１３日間にわたり、補正予算等、当面する町政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な御審議により、ここに全ての案件を議了いたしました。極めて妥当な結論を得ましたことに対し、議員各位の御精励に深く敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げる次第であります。

町長をはじめ、執行部におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただき

ましたことに対して感謝申し上げますとともに、今期定例会を通じて議員各位から述べられた意見、要望等につきましては、町政執行に際して十分反映されますよう要望する次第であります。

さて、昨今の我が国の経済状況を見ますと、株式市況はいっとき史上最高値の７万円台に突入するといった好況を呈している一方、製造業や建設業、農業などの業種では、アメリカとイランの紛争で引き起こされた原油不足、ナフサ不足により事業継続が危ぶまれる企業が多数発生するなど、非常にアンバランスで、格差が拡大していくという好ましくない状況が生まれ、私たちの日常生活にも暗い影を落としています。ロシアとウクライナ、そして中東地域などの紛争も併せ、一日も早い戦闘終結、平和の到来を望んでやみません。

せんだっては令和７年度の都道府県別出生数が発表となりましたが、大きく出生数を伸ばした東京都以外の全ての道府県で出生数が減少し、東京一極集中の是正という私たち地方の願いや国の掛け声とは全く逆の結果を呈しております。

人、物、金の全ての面で弱い立場にある私たちのような地方の小規模自治体は、この結果を厳粛に受け止め、政府に対する要望だけではなく、地域や住民を守るために私たち自らが取り得る人口対策や経済対策をさらに模索していかなければなりません。議会においてもそのような議論、調査・研究の充実・強化が求められているものと強く感じております。

これから大雨による災害の発生しやすい時期になってまいります。本格的な夏を迎えることとなります。今年も暑い夏になりそうです。熱中症対策には万全を期していただき、皆様の健康とますますの御活躍を御祈念いたし、閉会の御挨拶といたします。

---

町長挨拶

○町長（陶山　清孝君）　６月定例議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は6月５日から本日まで１３日間にわたって開催されました。この間、アメリカとイランの戦闘終結に向けた交渉をめぐり、和平合意への署名締結が来る１９日、スイスで行われると報道されております。さらに、サッカーワールドカップでの日本の活躍に安堵と興奮の中、本日６月議会最終日を迎えました。改めまして、全議案とも御賛同いただき、町政を前進できますことに感謝を申し上げます。

去る８日、９日の２日間にわたり、６名の議員の皆様から町政に関する一般質問をいただきました。白川議員からは、国による基準見直しが始まるふるさと納税制度について。秋田議員からは、通信環境整備、特に携帯電話不感対策と現在注目されている衛星通信サービス、スターリンクへの対応と防災行政無線について。そして、板井議員からは、南部町の林業施策について広範

な質問をいただきました。加藤議員からは、上下水道の広域化、ひまわり保育園の改修計画、中学校クラブ活動の地域移行について。荊尾議員からは、２０３３年開催の国民スポーツ大会についてと災害対策についての御質問をいただきました。最後に、井原議員からは、統合保育園建設工事に伴う建設残土の処理について、一般廃棄物処理施設の広域化に関する御質問を頂戴いたしました。現在の南部町が抱える広範な課題への御質問いただき、私も答弁に当たりましたが、議論のかみ合わなかった部分、また不足した部分につきましては、今後とも御指導いただきますようお願いをいたします。

これから梅雨前線が活発化し、停滞による長雨や極地的な豪雨が起きやすい期間、時期を迎えます。今年も海面水温が高く、雨雲が発達しやすいスーパーエルニーニョが予想されており、厳重な警戒が必要だと言われています。町民の皆様にはこの時期にいま一度、お配りしています防災マップを御家族で御確認いただき、御家族や御近所でお住まいの地域に土砂災害の危険、浸水区域の危険を共有していただきたいと思います。できれば2か所以上の避難場所を話し合って事前に決めておいていただきたいと思います。来る6月２１日には町内全域で防災訓練を行います。豪雨災害から自らの命、家族を守る訓練にぜひ御参加いただきますようお願いをいたします。防災訓練や土のうの準備など、防災に関し御心配な点がありましたら、お気軽に総務課防災担当にお問合せをお願いいたします。

議員各位におかれましては、閉会中にあっても御指導いただきますよう改めてお願いを申し上げ、閉会の御挨拶といたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。